

東京湾横断道路木更津人工島周辺海域の 水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止

1 指示事項

一都二県連合海区漁業調整委員会による東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域の水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止

2 指示開始年

平成 9年2月 千葉海区漁業調整委員会が指示発出
平成 9年4月 東京・千葉・神奈川連合海区漁業調整委員会を設置
平成10年2月 第71回東京都内湾海区漁業調整委員会指示案決定
平成10年3月 東京・千葉・神奈川連合海区漁業調整委員会指示発出
以後2年毎に更新、現在に至る。

3 有効期間

2年間（更新）
令和5年3月1日～令和7年2月28日まで

4 指示の目的

海ほたる周辺海域の根固めブロック等の魚礁効果により、魚類の産卵、稚魚育成及び海藻類の繁茂の場を保護し、東京湾の水産資源の増殖に寄与

5 指示の対象者

漁業者、遊漁者（禁止漁法：すべての漁具、漁法）

6 対象魚種

全ての水産動植物（メバル、カサゴ、アイナメ、スズキ、シログチ、メジナ等、甲殻類、海藻類等）

7 指示の内容

海ほたる周辺海域（約200メートル以内）において、周年、水産動植物の採捕及び遊漁の案内（船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させること。）の禁止、ただし、試験研究を除く。

● 一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号（案）発出までのスケジュール

| | | | | |
|----------------|--|-----------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 令和4年 11月29日 | ① <u>第24回一都二県連合海区漁業調整委員会</u> ・連合海区委員会指示第16号（案）の決定 | 一都二県連合海区 漁業調整委員会会長 | 協議 ⇨ <u>11月29日</u> | 各都県海区 漁業調整委員会会長 |
| 令和4年 11月～ | ② 各都県海区漁業調整委員会（東京海区の場合） ・ 連合海区委員会指示第16号（案）の了承 ・ 連合海区委員会指示第16号（案）を海区委員会から海面利用協議会等に協議することの決定 ・ 海面利用協議会等から、概ね、異議がないとの回答が得られた場合、連合海区委員会宛異議がない旨回答することの決定 | 東京海区 漁業調整委員会会長 | 協議 ⇨ <u>12月15日</u> ⇩ 回答 | 東京海区 海面利用小委員会 |
| | | 東京海区 漁業調整委員会会長 | 回答 ⇨ <u>12月15日</u> (本日) | 一都二県連合海区 漁業調整委員会会長 |
| 令和5年 1月 日 | ③ 一都二県連合海区漁業調整委員会会長が連合海区委員会指示第16号を決定 | 一都二県連合海区 漁業調整委員会会長 | ⇨ 指示発出通知 及び公報登載 依頼 | 各都県海区 漁業調整委員会会長 |
| 2月 日 | ④ 各都県公報登載予定 | | | |
| <u>3月1日</u> | ⑤ <u>一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号の発出（予定）</u> | | | |

一二連海第4-8号
令和4年11月29日

東京海区漁業調整委員会 会長 様

一都二県連合海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文

東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号(案)の発出について(協議)

このことについて、令和4年11月29日に開催した第25回一都二県連合海区漁業調整委員会において、漁業法第120条第1項の規定による東京湾横断道路 木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号(案)の発出が議決されましたので、貴委員会に協議いたします。

なお、併せて、貴都県の海面利用協議会等への事前協議をお願いします。

一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号(案)

東京湾横断道路木更津人工島(以下「海ほたる」という。)周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年2月 日

一都二県連合海区漁業調整委員会

会長

(水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止)

1 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域(以下「区域」という。)において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内(船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。)をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。

ア 海ほたる北東の突角から84度48分(真方位による。以下同じ。)283メートルの点

イ 海ほたる南東の突角から174度48分283メートルの点

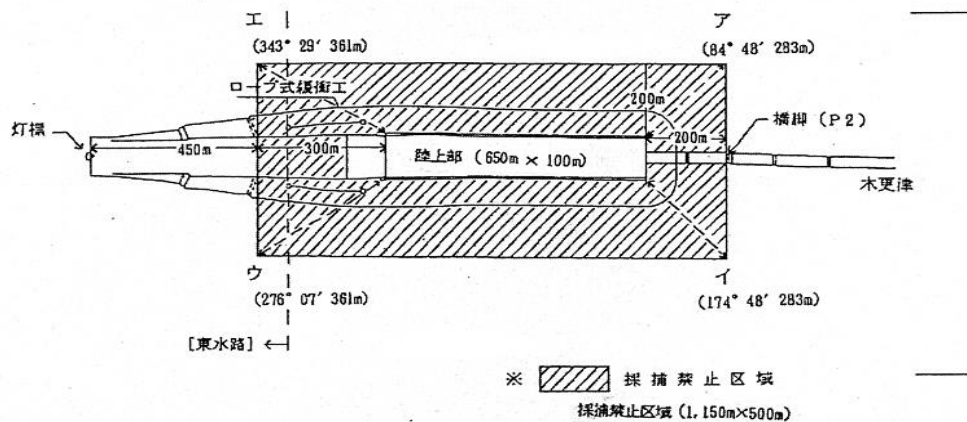
ウ 海ほたる南西の突角から276度7分361メートルの点

エ 海ほたる北西の突角から343度29分361メートルの点

(指示の有効期間)

2 この指示の有効期間は、令和5年3月1日から令和7年2月28日までとする。

(採捕禁止区域図)



注) _____ 今回変更箇所

東京海区漁業調整委員会指示第2号（案）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第147条第1項の規定に基づき、東京海区漁業調整委員会、千葉海区漁業調整委員会及び神奈川海区漁業調整委員会で構成された一都二県連合海区漁業調整委員会は、東京湾横断道路木更津人工島（以下「海ほたる」という。）周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るため、法第120条第1項の規定により、次のとおり指示することとしたので告示する。

令和5年2月 ____ 日（公報登載日）

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

（水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止）

1 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（以下「区域」という。）において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内（船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。）をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。

ア 海ほたる北東の突角から84度48分（真方位による。以下同じ。）283メートルの点

イ 海ほたる南東の突角から174度48分283メートルの点

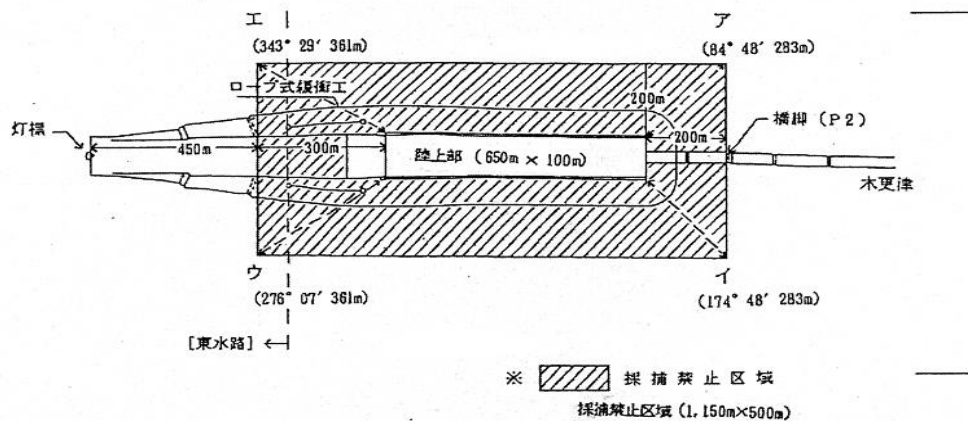
ウ 海ほたる南西の突角から276度7分361メートルの点

エ 海ほたる北西の突角から343度29分361メートルの点

（指示の有効期間）

2 この指示の有効期間は、令和5年3月1日から令和7年2月28日までとする。

（採捕禁止区域図）



注) _____ 今回変更箇所